



企業主導型保育施設の共同利用について

2019年7月25日

公益財団法人 児童育成協会

両立支援事業部 白石 淳





＜本日の内容＞

1. 企業主導型保育施設とは
2. 共同利用のススメ
3. 共同利用企業の条件
4. 共同利用契約のポイント



1. 企業主導型保育施設とは



変遷

平成28年度

企業主導型保育事業
スタート！

企業が主体となって
保育施設を設置する事業

【目的】

- ・ 仕事と子育ての両立
- ・ 待機児童の解消

【所管】 内閣府

【財源】 子ども・子育て拠出金

【助成決定数】

871施設、20,284人分(定員)



平成29年度

「保育補助者雇上強化加算」「処遇改善加算」スタート



保育従事者に対する
加算の充実

【全助成決定数】

2,597施設

59,703人分(定員)



平成30年度

「共同設置・共同利用
連携加算」スタート



中小企業で利用しやすい
ようになりました

【全助成決定数】

3,817施設

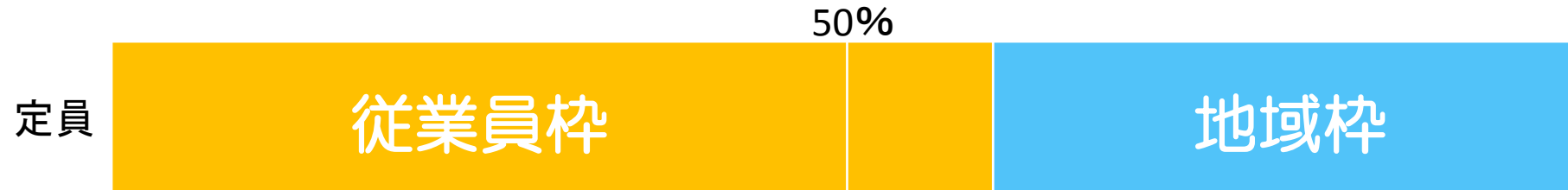
86,354人分(定員)

1. 企業主導型保育施設とは



特色

- ① **多様な就労形態**に対応するため（企業で働く人のため）の保育施設です。仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。
- ② 企業が毎月負担する「**子ども・子育て拠出金**」から補助金が助成されます。
- ③ 利用定員には**従業員枠**と**地域枠**があります。定員数の半数以上は「従業員枠」でなければなりません。（原則、地域枠は定員の50%を超えることはできません）



- ④ 複数の企業が共同で設置したり、共同で利用することができます。
- ⑤ 認可園と同水準の保育料に設定できます。
- ⑥ 全ての児童について、両親の「就労証明書」または「支給認定」が必要です。

2. 共同利用のススメ



保育施設設置企業のメリット

原則、地域枠は50%を超えると児童の預かりができない



従業員枠なら定員MAX助成対象



施設を共同利用する企業と共同利用契約を結ぶ



従業員枠としてカウントできるため、安定した保育運営！

50%

定員

従業員枠
(自社)

従業員枠
(共同利用企業A、B、C・・・)

地域枠

2. 共同利用のススメ



共同利用企業のメリット

育休中の職員に早く復帰してもらって戦力になってほしい！

子育て中の職員に安心して働いてほしい！

女性の活躍を推進したい！

(職員) 保育園の空きがなく子どもを預けられない・・・

(会社) 設置や運営に時間と費用がかけれない・・・

**企業主導型保育施設の設置事業者と
共同利用契約を結ぶ**

離職防止につながり、ワークライフバランスに真摯に取り組む企業の魅力が向上する

3. 共同利用企業の条件



企業の条件

◎ 一般事業主であること

「企業主導型保育事業費補助金実施要項」第3-1-(1)より

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第69条第1項に定める一般事業主

- ・厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項に規定する事業主(次号から第四号までに掲げるものを除く。)
- ・私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十八条第一項に規定する学校法人等 など

➡子ども・子育て拠出金を納付していること

- ・一般事業主から構成される団体等(中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に掲げるものその他それに類するもの)を含む
 - ➡事業協同組合、信用協同組合、共同組合連合会、企業組合
- ・国、地方自治体は除く。

※親会社や子会社、関連企業、それぞれで共同利用契約を結ぶ必要があります。

3. 共同利用企業の条件

利用児童の保護者の条件

◎すべての保護者の児童が保育を必要とすること

共同利用企業に雇用されている

- 【就労証明書】が必要

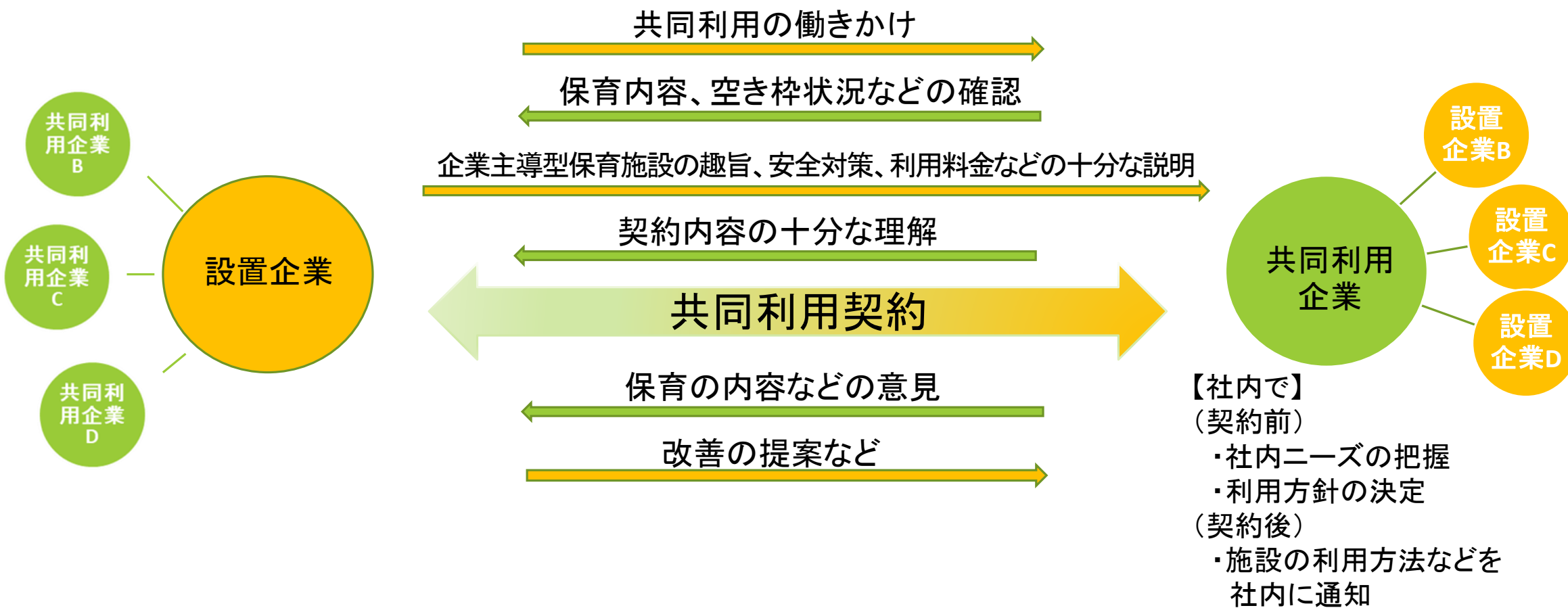
自治体の支給認定を受けている

- 【支給認定証】が必要
- 就業
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害
- 同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 保護者の就学
- 虐待やDVのおそれがある
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している
- その他市町村が定める事由

共同利用企業が認めている

- 就業
- 妊娠・出産
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している

4. 共同利用契約のポイント



- 共同利用する事業者数、利用者数に上限はありません。
- 保護者を通じた契約を行ってはいけません。



4. 共同利用契約のポイント

共同利用契約書に記載する内容（参考）

◎事業実施者と共同利用契約企業が直接やりとりをし、法人印を用いた契約書を交わします。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ①契約の目的 | ⑦個人情報保護、秘密保持、守秘義務 |
| ②保育の実施場所（保育施設所在地） | ⑧損害賠償 |
| ③保育園の運営、保育内容、安全対策 | ⑨契約の解除、不可抗力による契約の終了 |
| ④利用定員数、保育園の利用、退園の手続き | ⑩反社会的勢力の排除 |
| ⑤利用料金、委託料、支払い | ⑪協議事項 |
| ⑥契約の期間 | ⑫裁判管轄の合意 |

契約例 1

共同利用企業Bは子育て社員世代が多いので、設置企業Aに対して有償で枠を確保したい。

- ・Aは2人分の枠を1年間確保します。
- ・保育料とは別に1年分の契約料として●円支払います。
- ・児童がいない場合でも●円の契約料が発生します。

契約例 2

共同利用企業Bは福利厚生の一環で利用するため、保育料の一部を会社負担で行う。

- ・契約書に明細の内訳、支払い方法を明記すること